

措置状況総括表

平成28年5月13日公表分

平成26年度監査テーマ:徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み7, 検討中10, 未措置0) 意見40(うち措置済み27, 検討中13, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘			意 見				
		措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置		
病院局		13	4	9	0	26	19	7	0
	総務課	3	3	0	0	5	1	4	0
	経営企画課	10	1	9	0	21	18	3	0
中央病院		8	4	4	0	13	6	7	0
	薬剤局	0	0	0	0	1	0	1	0
	事務局	8	4	4	0	12	6	6	0
三好病院		3	0	3	0	8	5	3	0
	事務局	3	0	3	0	8	5	3	0
海部病院		4	1	3	0	4	4	0	0
	事務局	4	1	3	0	4	4	0	0
(地独)鳴門病院		1	1	0	0	11	8	3	0
	薬剤部	0	0	0	0	1	1	0	0
	事務局人事課	0	0	0	0	1	1	0	0
	事務局施設課	1	1	0	0	0	0	0	0
	事務局経理課	0	0	0	0	4	3	1	0
	事務局用度課	0	0	0	0	2	2	0	0
	事務局医事課	0	0	0	0	3	1	2	0
徳島県医療政策課		0	0	0	0	1	1	0	0
合計(※)		29	10	19	0	63	43	20	0
構成比		100%	34.5%	65.5%	0%	100.0%	68.3%	31.7%	0%

(参考)

平成27年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み6, 検討中11, 未措置0) 意見40(うち措置済み9, 検討中31, 未措置0)

措置状況一覧表

平成26年度監査テーマ：徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

I 病院局

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
10-16	1 医療器械購入契約	<p>医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。また、機種を特定した入札の実施もできるだけ避けるべきである。</p> <p>仮に、結果として入札者数が1者にとどまってしまった場合には、そのまま落札との扱いにするのではなく、県内企業優先発注の指針に従った入札条件が付されている場合にはそれを緩和して県外の業者も参加できるようにして再入札を実施するなど、競争性の確保を追求すべきである。</p> <p>さらに、入札予定価格の設定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。</p> <p>そして、病院局にて調達する医療器械については、再入札しても不調となった場合に、特段の理由なく直ちに随意契約するべきではなく、仕様内容等を修正した再度の入札を十分に検討すべきである。(意見)</p>	<p>入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、平成27年10月以降は競争性を確保するため、「県内企業優先発注等実施指針」とらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。</p> <p>あわせて、県内業者の条件付の入札において1者応札となった場合は、当該入札を中止した上で地域要件を外し再公告するよう入札説明書に明記した。</p> <p>また、予定価格の設定においては、意見の趣旨を踏まえ、県内業者自らの見積で予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考に行った。</p> <p>さらに、平成27年10月以降の医療器械等購入審議会の審議事項を修正し、再入札により不調となった場合は、まずは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、最安値を提示した業者と不調随契交渉を行うこととし、これが妥結に至らなかった場合は、仕様内容等を修正した上で、再公告を行うよう徹底した。</p> <p>(病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。</p> <p>また、予定価格設定や再入札の不調時については、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。</p> <p>(病院局経営企画課)</p>	検討中
16-19	2 医薬品の購入	<p>医薬品購入の状況が価格競争を経た契約であるとは言いがたいことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直しや業者の取引実績の要件の緩和など、業者選定の要件について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>医薬品購入に係る競争性を確保するため、平成28年3月から、参加要件を県立病院等との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の公的病院への納入実績に緩和した。</p> <p>(病院局経営企画課)</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分></p>	措置済み

			競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。 (病院局経営企画課)	検討中
20-22	3 診療材料の購入	① 病院局の診療材料購入に関する契約方法 診療材料購入の状況が価格競争を経た契約であるとは言いがたいことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直しなど、入札者の要件について再検討をすることが考えられる。(意見)	平成28年3月以降に実施する診療材料購入については、価格競争を促すため、同種同効品も認めることにより、参加業者を増やした。 (病院局経営企画課)	措置済み
			<参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう業者選定要件等を再検討する。 (病院局経営企画課)	検討中

II 中央病院

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
41-49	1 医療器械の購入	医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。 また、入札予定価格の決定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。(意見)	入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、平成27年10月以降、競争性を確保するため、「県内企業優先発注等実施指針」とらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性の確保に努めた。 また、予定価格の設定においては、意見の趣旨を踏まえ、県内業者自らの見積で予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考に行った。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)	措置済み
			<参考：平成27年9月30日公表分> 入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。 予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)	検討中
49-51	2 修繕契約(医療器械関係)	医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりすらとらない安易な一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)	平成27年10月以降、病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕については、見積合わせを実施した。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)	措置済み

			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
51-54	3 修繕契約 (医療器械以外)	<p>新病棟建築後という事情がある場合であっても、修繕契約 (医療器械以外) の契約締結では、できるだけ競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。(意見)</p>	<p>平成27年10月以降、病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕 (舗装修繕、壁修理等) については、見積合わせを実施した。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
55-57	4 試薬の購入	<p>試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>平成28年3月から、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床300床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討をする。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
58-61	5 診療材料の購入	<p>診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>平成28年3月から、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床300床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討をする。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
86-93	13 治験収入	<p>治験契約による収入を、収入額に応じて各科に配分する処理は適切でない。</p>	<p>平成27年10月以降、治験収入の配分による研究雑費での支出 (要綱) を廃止し、業務に必要なものは、通常の商品</p>	措置済み

	医師の待遇, 負担感の問題は, 別の場面で検討すべきである。(意見)	<p>購入手続きに基づき購入した。 (中央病院事務局)</p> <p>-----</p> <p><参考:平成27年9月30日公表分> 治験収入の配分方法, 取扱いについて, 他県の事例を調査するなど, 統一的かつ, 透明性のある方法を検討する。 医師の待遇, 負担感の問題は, 治験収入とは切り離して検討する。 (中央病院事務局総務課)</p>	<p>検討中</p>
--	------------------------------------	--	------------

III 三好病院

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
99-105	1 医療器械の購入	<p>医療器械購入契約において, 入札者数が1者にとどまることが予想される場合には, 入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし, 実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。</p> <p>また, 入札予定価格の決定にあたって業者から見積を依頼する場合には, 後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。(意見)</p>	<p>入札者数が1者にとどまることが予想される入札(機種限定の入札)については, 平成27年10月以降は競争性を確保するため, 「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず, 県外業者も参加できるように入札条件を緩和し, 競争性が働くよう対応した。</p> <p>また, 予定価格の設定においては, 意見の趣旨を踏まえ, 県内業者自らの見積りで予定価格が予測できないよう, 複数業者からの見積徴収, 他病院への納入実績情報の収集等, 可能な限り複数の情報を参考に行った。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p>-----</p> <p><参考:平成27年9月30日公表分> 入札条件の緩和等について再検討し, 競争性を確保するよう努める。 予定価格設定に当たっては, 他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
105-106	2 修繕契約(医療器械関係)	<p>医療器械関係の修繕契約の締結においても, 特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりをとらない一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)</p>	<p>平成27年10月以降, 病院業務の円滑な遂行を図るため, 地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや予定価格10万円未満の少額な修繕を除く, 競争性が図れる修繕(麻酔装置点検)については, 複数者からの見積合わせを実施した。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p>-----</p> <p><参考:平成27年9月30日公表分> 病院業務の円滑な遂行を図るため, 地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いて</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

			は、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)	
106-108	3 試薬の購入	試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)	平成28年3月から、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)	措置済み
			----- <参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等の再検討をする。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)	検討中
109-111	4 診療材料の購入	診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)	平成28年3月から、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)	措置済み
			----- <参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等の再検討をする。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)	検討中
122-125	10 治験収入	治験契約による収入を、収入額に応じて各科に配分する処理は適切でない。 治験収入は、監査調書に記載すべきである。(意見)	平成27年10月以降、治験収入の配分による研究雑費での支出を廃止し、業務に必要なものは、通常の商品購入手続きに基づき購入した。 治験収入について、「平成27年度定期監査調書」から記載済である。 (三好病院事務局)	措置済み
			----- <参考：平成27年9月30日公表分> 治験収入の配分方法、取扱いについて、他県の事例を調査するなど、統一かつ、透明性のある方法を検討する。 治験収入については、「平成27年度定期監査調書」から記載することとした。 (三好病院事務局総務課)	検討中

IV 海部病院

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況

129-132	1 医療器械の購入	<p>医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。</p> <p>また、事後に予定価格決定の際に参考となる見積りを依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるなど、具体的な対応を検討すべきである。(意見)</p>	<p>入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、平成27年10月以降は競争性を確保するため、「県内企業優先発注等実施指針」ととらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。</p> <p>また、予定価格の設定においては、意見の趣旨を踏まえ、県内業者自らの見積りで予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考に行った。</p> <p>(海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。</p> <p>予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。</p> <p>(海部病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
132-133	2 修繕契約(医療器械関係)	<p>医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりをとらない一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)</p>	<p>平成27年10月以降、病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや予定価格10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕(超音波装置)について、複数者からの見積合わせを実施した。</p> <p>(海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。</p> <p>(海部病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
133-136	3 試薬の購入	<p>試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>平成28年3月から、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床100床以上の県内の病院との納入実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めた。</p> <p>(海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。</p> <p>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	検討中
136-138	4 診療材料の購入	<p>診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとても</p>	<p>平成28年3月から、診療材料の購入については、参加要</p>	措置済み

		<p>いえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>件を自院との取引実績に限らず、一般病床100床以上の県内の病院への納入実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めた。</p> <p>(海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。</p> <p>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	検討中
138-142	5 検体検査業務の委託	<p>指名競争入札において、入札者が少ない、あるいは1者しか入札がない事案については、その原因をきちんと検討し、例えば指名業者数を増やすなどして競争が確保されるようにすべきである。</p> <p>入札における予定価格は、客観的合理性をもって算出すべきであり、その積算資料はきちんと保管すべきである。(指摘)</p>	<p>平成28年3月から、複数者の参加ができるよう、従来の指名競争入札から一般競争入札とすることとし、参加要件を県内の一般病床100床以上の病院への受託実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めた。</p> <p>また、予定価格の算定は、可能な限り複数の情報を参考に客観的合理性をもった算定方法によることとし、契約関係書類と共に積算資料の保管することとした。</p> <p>(海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>入札が1者にどどまった原因を調査、検討し、競争原理が働くように努める。</p> <p>予定価格算定に当たっては、他病院等の事例を参考にしながら方法を検討するとともに、その積算根拠を保管しておく。</p> <p>(海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	検討中